

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 新座市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	3	86,800	7	0	0	86,800
1	80	キシレン	7	2	669,000	3	0	0	669,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	9	23,000	10	23,000	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	2	9	1,510	16	1,510	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	13	2,000	15	2,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	1	1,116,640	2	640	0	1,116,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6	3	57,100	8	0	0	57,100
1	300	トルエン	6	3	1,550,000	1	0	0	1,550,000
1	304	鉛	1	13	280,000	5	280,000	0	0
1	308	ニッケル	1	13	18,000	11	18,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	6	3	476,000	4	0	0	476,000
1	400	ベンゼン	6	3	90,000	6	0	0	90,000
1	412	マンガン及びその化合物	2	9	5,200	13	5,200	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	13	650	17	650	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	13	11,000	12	11,000	0	0
3	21	硝酸	2	9	2,700	14	2,700	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	8	44,710	9	44,710	0	0
		合計	—	—	4,434,310	—	389,410	0	4,044,900

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。